資料１－１

平 成 ２ ５ 年 ９ 月
内閣府ＰＦＩ推進室

基本方針の改正について

１　背景

ＰＦＩ法第４条において、政府は、特定事業の実施に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定することとされている。ＰＦＩ法改正により、株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）についての規定が追加されたこと、「ＰＰＰ／ＰＦＩの抜本改革に向けたアクションプラン」（平成２５年６月６日民間資金等活用事業推進会議決定。以下「アクションプラン」という。）が策定されたこと等を受け、基本方針においても必要な規定を整備する。

２　改正の概要

（１）機構に関する記載の追加

「七　株式会社民間資金等活用事業推進機構に関する基本的な事項」として、機構は、我が国におけるインフラ投資市場の整備の促進に向け、政府との緊密な連携を図りつつ、その能力を最大限発揮するよう努めること、政府は、投資方針や支援決定後の状況等について報告させるなど機構の適切な運営を確保すること等を新たに記載する。

（２）アクションプランを踏まえた追加

前文において、できるだけ税財源に頼ることなく、かつ、民間にとっても魅力的な事業を推進することにより、民間投資を喚起し、必要なインフラ整備・更新と地域の活性化、経済成長につなげていくことが必要である旨、追加する。

（３）その他条ずれの措置等の必要な措置